

第19回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月27日(水)午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員(16人)

会長 16番 秋 吉 稔 之

会長職務代理者 1番 青 山 眞 士

2番 古 熊 健 一

3番 高 橋 毅 典

4番 佐々木 彦 治

5番 目 黒 一 雄

6番 泉 和 浩

7番 佐々木 章 史

8番 狩 野 菊 恵

9番 高 野 秀 則

10番 藤 田 靖

11番 石 田 秀 人

12番 岸 本 辰 彦

13番 山 田 裕 一

14番 佐々木 靖

15番 湯 浅 浩 道

4 欠席委員(0人)

5 農業委員会事務局職員

事務局長 山 崎 一

事務局次長 浦 島 卓

事務局総務係主査 春 田 秀 彦

事務局農地係主任 瀬 能 実 紀

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第 9 議案第 4 号 買入協議の要請について

日程第 10 議案第 5 号 土地の現況証明願いについて

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 19 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、10 番 藤田委員 11 番 石田委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 11 月 11 日から 12 日の日程で、農業委員会道内研修を行い、委員 14 名が出席しました。地域計画策定に係る地域の協議の場が開催されました。11 月 7 日、19 日、22 日、25 日、26 日に開催され、地区担当委員が参加しました。28 日に高岡・獅子内地区が開催されます。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、3 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。

議長	(「質疑なし」の声あり) 質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました1件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回申請がありました6件は、規模拡大のため、贈与、所有権の移転、使用貸借の権利を設定するものです。 この6件について、議案資料の「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)

議長	質疑なしと認め、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 7、議案第 2 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局からします。
事務局	議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 ご説明します。 番号 1 番については、借主が貸主から当該地を借り受け、営農型発電設備の設置を行うため、一時転用しようとするものです。許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地と判断されます。 農用地区域内農地の転用は、原則不許可であります。営農型発電設備の設置の場合は、農地法施行令第 4 条「農地の転用の不許可の例外」の中の第 1 項第 1 号「一時転用」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。 また 11 月 7 日に開催されました地域計画策定に係る地域との協議の場の青山・茂平沢・弁華別地区の場において、地域計画の区域内、茂平沢地区の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認しました。 なお、この後、令和 6 年 12 月に北海道農業会議への意見を伺い、当委員会の意見と一致した場合には、その回答の日をもって許可しまして、直近の総会で報告させていただきます。以上です。
議長	説明が終わりましたが、番号 1 番の案件は、先に農地転用審査特別委員会が開催されておりますので、委員長の報告を求めます。
山田委員長	8 月 16 日、9 月 17 日に農地転用審査特別委員会を開催しました。 8 月 16 日は現地確認、9 月 17 日は協議を行い、内容を審査した結果、農地法第 5 条の規定による許可申請については適当であると意見を集約いたしましたので報告いたします。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定しました。
議長	日程第8、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。 旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。 今回の計画案は、所有権の移転が6件、賃貸借の設定が10件です。 これら16件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。 計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第9、議案第4号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局から説明します。
事務局	議案第4号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、斡旋の申出がありました、4件について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資

議長	料をご高覧ください。以上です。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第４号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第１０、議案第５号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。事務局から説明します。
事務局	議案第５号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号１番から５番の５件です。 番号１番から５番は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第５号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第５号について、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第１９回当別町農業委員会総会を閉会します。